

## 令和5年竹田市農業委員会第3回総会議事録

1. 日 時 令和5年3月6日(月) 午後2時00分～午後3時47分

2. 場 所 竹田市社会福祉センター 保険指導室

3. 出席委員 12名

1番 後藤 善徳 2番 山村 徹 3番 長野 幸生 4番 和田 京子 5番 佐藤 隆幸  
7番 首藤 徳子 8番 工藤 一美 9番 本郷 敦子 10番 麻生 章治 11番 工藤 明秀  
12番 釘宮 恒憲 13番 森 哲秀

4. 欠席委員 1名

6番 佐藤 博一

5. 農業委員会事務局職員

事務局長：佐藤俊郎、次長：堀貴美子、管理係長：佐藤正子、農地係：河崎凌央  
農政課職員

農業振興係長：志賀直樹

6. 議事

議案第17号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画の承認について……………4件  
議案第18号 農用地利用配分計画案に対する農業委員会の意見について……………4件  
議案第19号 農用地利用集積計画の承認について……………29件  
議案第20号 農用地利用集積計画の承認について（大分県農業農村振興公社から所有権移転）……………3件  
議案第21号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について……………12件  
議案第22号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について……………1件  
議案第23号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について……………1件  
議案第24号 非農地証明について……………4件

会長

あいさつ

局長

ただいまの出席委員数は12人で定足数に達しています。

(14時00分)

議長

只今から、令和5年竹田市農業委員会第3回総会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表により、運営いたしますのでご了承願います。

それでは、審議にはいります前に、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、5番佐藤隆幸委員、7番首藤徳子委員の両名を指名いたします。

議長

報告事項について、事務局より報告をお願いします。

事務局

報告第8号について報告を申し上げます。

農地法第18条第6項の規定による農地の合意解約の通知が、6件ありましたので報告します。

なお、2番、6番の案件は、議案第21号農地法第3条第1項の規定による許可申請についての承認に関連し、合意解約するものです。

なお、3番、5番の案件は、議案第18号農用地利用配分計画案に対する農業委員会の意見について関連し、合意解約するものです。

続いて、報告第9号について報告を申し上げます。

農地法第18条第6項の規定による中間管理事業にかかる農地の合意解約の通知が、2件ありましたので報告します。

続いて、報告第10号について報告を申し上げます。

農地法第3条の3第1項の規定により、相続による所有権を取得したとの届出が、4件ありましたので報告します。

議長

報告事項について、質問等ありませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので、これで報告事項は終了いたします。

議長

次に議案の上程を行います。

議案第17号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画の承認について、4件

議案第18号 農用地利用配分計画案に対する農業委員会の意見について、4件

議案第19号 農用地利用集積計画の承認について、29件

議案第20号 農用地利用集積計画の承認について（大分県農業農村振興公社から所有権移転）、3件

議案第21号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、12件

議案第22号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、1件

議案第23号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、1件

議案第24号 非農地証明について、4件

以上、58案件を本日の議案として提案いたします。

議長

議案第17号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。

議案の説明を、事業担当課の農政課に求めます。

農政課

議案第17号は、農地中間管理事業により、土地所有者から大分県農業農村振興公社へ権利の設定を行うものがあります。

1番の案件は、10年間の使用貸借による権利の設定を行うものです。

2番から4番の案件は、5年間の賃貸借による権利の設定を行うものです。

議長

只今、議案第17号について、担当課から説明がありましたが、ご意見、ご質疑はございませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。

議案第17号について、これを承認することにご異議のない方は挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議なしと認めます。

よって、議案第17号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の承認についてはこれを承認することに決定します。

議長

続いて、議案第18号農用地利用配分計画案に対する農業委員会の意見についてを議題といたします。

議長

議案の説明を、事業担当課の農政課に求めます。

農政課

議案第18号の農用地利用配分計画案は、先程議案第17号で承認いただいた案件について、農地中間管理事業による権利の設定を、大分県農業農村振興公社から借受人へ行うものです。

農政課

議案第18号の1番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。選定理由は、「人・農地プランの中心的担い手としてマッチングした結果」です。

2番の借り手は、認定新規就農者である〇〇〇〇です。選定理由は、「人・農地プランの中心的担い手としてマッチングした結果」です。

3番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。選定理由は、「人・農地プランの中心的担い手としてマッチングした結果」です。

4番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。選定理由は、「人・農地プランの中心的担い手としてマッチングした結果」です。

議長

只今、議案第18号について、担当課による説明がありました。ご意見、ご質疑はございませんか。  
(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。

議案第18号について、これを承認することにご異議のない方は、挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。

よって、議案第18号農用地利用配分計画案に対する農業委員会の意見については、これを承認することに決定します。

議長

ここで、休憩いたします。農政課の志賀係長は、退席してください。ありがとうございました。

(14時8分)

議長

再開します。

(14時8分)

議長

議案第19号農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。

なお、議案第19号は分割して質疑、採決を行います。

15番と16番の案件について、農業委員会法第31条に規定する議事参与の制限により、私は一時退席いたします。その間の議長を副会長の長野委員にお願いいたします。

ここで、休憩します。

(14時9分)

議長（副会長）

ここから、議長を交代し進めさせていただきます。

それでは、再開します。

（14時10分）

議長（副会長）

議案第19号の15番と16番の説明を、事務局に求めます。

事務局

15番と16番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。4年間の賃貸借、再設定と新規設定です。この案件について現地調査した農地利用最適化推進委員から、借り手は農業経営に必要な要件をすべて満たしており、問題ないとの報告を頂いています。

議長（副会長）

只今、事務局による説明がありましたが、ご意見、ご質疑はございませんか。

（なしの声あり）

議長（副会長）

無いようですので討論を終結いたします。

議案第19号の15番と16番について、これを承認することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

議長（副会長）

全員挙手でありますので、ご異議なしと認めます。

よって、議案第19号の15番と16番農用地利用集積計画の承認については、これを承認することに決定します。

議長（副会長）

13番森哲秀委員はご着席ください。

それでは、これから先は議長を会長にお願いいたします。

ここで、休憩します。

（14時11分）

議長

再開します。

（14時12分）

議長

議案第19号の1番から14番、17番から29番の説明を事務局に求めます。

事務局

- 1 番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。3年間の賃貸借、再設定です。
- 2 番の借り手は、〇〇〇〇です。5年間の賃貸借、再設定です。労力2人、水稻中心の農家であり、借受農地の効率的な利用が見込まれます。
- 3 番の借り手は、〇〇〇〇です。3年間の賃貸借、再設定です。労力2人、水稻中心の農家であり、借受農地の効率的な利用が見込まれます。
- 4 番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。10年間の賃貸借、新規設定です。
- 5 番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。5年間の使用貸借、新規設定です。
- 6 番の借り手は、〇〇〇〇です。5年間の賃貸借、再設定です。労力2人、水稻中心の農家であり、借受農地の効率的な利用が見込まれます。
- 7 番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。10年間の賃貸借、新規設定です。
- 8 番の借り手は、〇〇〇〇です。10年間の賃貸借、再設定です。労力3人、野菜中心の農家であり、借受農地の効率的な利用が見込まれます。
- 9 番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。5年間の賃貸借、再設定です。
- 10 番の借り手は、〇〇〇〇です。10年間の賃貸借、新規設定です。労力1人、水稻中心の農家であり、借受農地の効率的な利用が見込まれます。
- 11 番の借り手は、〇〇〇〇です。10年間の賃貸借、新規設定です。労力2人、水稻中心の農家であり、借受農地の効率的な利用が見込まれます。
- 12 番の借り手は、〇〇〇〇です。5年間の賃貸借、再設定です。労力3人、水稻、野菜中心の農家であり、借受農地の効率的な利用が見込まれます。
- 13 番の借り手は、〇〇〇〇です。5年間の使用貸借、再設定です。労力8人、畜産中心の農家であり、借受農地の効率的な利用が見込まれます。
- 14 番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。5年間の使用貸借、新規設定です。
- 17 番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。5年間の賃貸借、新規設定です。
- 18 番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。5年間の使用貸借、再設定です。
- 19 番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。5年間の賃貸借、再設定です。
- 20 番の借り手は、〇〇〇〇です。5年間の賃貸借、再設定です。労力1人、水稻中心の農家であり、借受農地の効率的な利用が見込まれます。
- 21 番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。10年間の賃貸借、再設定です。
- 22 番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。10年間の賃貸借、再設定です。
- 23 番、24 番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。5年間の賃貸借、再設定です。
- 25 番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。10年間の賃貸借、再設定です。
- 26 番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。4年間の賃貸借、新規設定です。
- 27 番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。3年間の賃貸借、再設定です。
- 28 番の借り手は、〇〇〇〇です。5年間の賃貸借、再設定です。労力2人、水稻中心の農家であり、借受農地の効率的な利用が見込まれます。
- 29 番の借り手は、〇〇〇〇です。3年間の賃貸借、再設定です。労力4人、畜産中心の農家であり、借受

農地の効率的な利用が見込まれます。

以上の案件について現地調査した農地利用最適化推進委員から、借り手は農業経営に必要な要件をすべて満たしており、問題ないとの報告を頂いています。

議長

只今、事務局による説明がありました。ご意見、ご質疑はございませんか。  
(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。

議案第19号について、これを承認することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。

よって、議案第19号農用地利用集積計画の承認についてはこれを承認することに決定します。

議長

議案第20号大分県農業農村振興公社から所有権移転を受ける農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。

議案の説明を、事務局に求めます。

事務局

この議案第20号の1番の案件は、譲渡人大分県農業農村振興公社から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市荻町桑木字下ノ原〇〇〇〇番ほか1筆、田1筆畑1筆、合計面積5,668平方メートルを農地売買支援事業により、所有権移転するものです。農業経営基盤強化促進法による所有権の移転であります。譲受人の経営規模は、157,091.64平方メートルであり、下限面積要件を充たします。

議長

1番後藤善徳委員に調査報告をお願いします。

1番後藤善徳委員

議案第20号の1番の調査報告をいたします。譲受人の労力は4人です。農機具はトラクター6台、田植機1台を所有しております。稲作・野菜中心の農家であり、農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われれます。よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、2番の説明を事務局に求めます。

事務局

この議案第20号の2番の案件は、譲渡人大分県農業農村振興公社から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市荻町叶野字上叶野〇〇〇〇番ほか8筆、田7筆畑2筆、合計面積17,110平方メートルを農地売買支援事業により、所有権移転するものです。農業経営基盤強化促進法による所有権の移転であります。譲受人の経営規模は、76,612平方メートルであり、下限面積要件を充たします。

議長

1番後藤善徳委員に調査報告をお願いします。

1番後藤善徳委員

議案第20号の2番の調査報告をいたします。

譲受人の、労力は1人です。農機具はトラクター2台、コンバイン1台、耕運機1台を所有しております。稲作中心の農家であり、農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると思えます。

議長

続いて、3番の説明を事務局に求めます。

事務局

この議案第20号の3番の案件は、譲渡人大分県農業農村振興公社から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市久住町大字栢木字古市〇〇〇〇番、田1筆、面積6,220平方メートルを農地売買支援事業により、所有権移転するものです。農業経営基盤強化促進法による所有権の移転であります。譲受人の経営規模は、131,258平方メートルであり、下限面積要件を充たします。

議長

12番釘宮恒憲委員に調査報告をお願いします。

12番釘宮恒憲委員

議案第20号の3番の調査報告をいたします。譲受人の、労力は2人です。農機具はトラクター2台、田植機1台、コンバイン1台を所有しております。稲作中心の農家であり、農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると思えます。

議長



只今、調査報告がありましたがお意見・ご質疑はありませんか。  
(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。

議案第20号について、これを許可することにご異議ない方は、挙手をお願いします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議なしと認めます。

よって、議案第20号はこれを許可することに決定します。

議長

続いて、議案第21号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

なお、議案第21号は分割して質疑・採決を行います。

議長

最初に、議案第21号の13番ですが、○番○○○○委員は議事参与の制限により、一時退席をお願いします。

議長

議案の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第21号の13番の案件は、譲渡人○○○○から譲受人○○○○へ、申請地の竹田市直入町大字上田北字由原○○○○番外5筆、田6筆、合計面積10,346平方メートルを所有権移転するものです。

譲受人の経営規模は、60,760平方メートルであり下限面積要件を充たします。

議長

11番工藤明秀委員に調査報告をお願いします。

11番工藤明秀委員

議案第21号の13番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は1人です。農機具は、トラクター3台・コンバイン1台・田植機1台所有しており、稲作中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま。よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

只今、議案第21号の13番について、担当委員による報告がありましたがご意見、ご質疑はありませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。

議案第21号の13番について、これを承認することにご異議のない方は、挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。

よって、議案第21号の13番農地法第3条第1項の規定による許可申請については、これを承認することに決定します。

議長

○番○○○○委員はご着席下さい。

議長

続いて、議案第21号の1番から12番について説明をお願いします。

議長

最初に、1番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第21号の1番の案件は、譲渡人○○○○・○○○○の成年後見人○○○○から譲受人○○○○へ、申請地の竹田市大字吉田字広瀬○○○○番外2筆、田3筆、合計面積3,963平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は、11,217平方メートルであり下限面積要件を充たします。

議長

9番本郷敦子委員に調査報告をお願いします。

9番本郷敦子委員

議案第21号の1番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は3人です。農機具はトラクター1台・コンバイン1台・田植機1台所有しており、稲作中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われれます。よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、2番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第21号の2番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市大字入田字神宮寺〇〇〇〇番、田1筆、面積1,528平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は、36,243.39平方メートルであり、下限面積要件を充たします。

議長

6番佐藤博一委員が欠席ですので、9番本郷敦子委員に調査報告をお願いします。

6番佐藤博一委員

議案第21号の2番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は2人です。農機具はトラクター2台・コンバイン1台・田植機1台所有しており、稲作中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われまます。よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、3番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第21号の3番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市大字戸上字国方〇〇〇〇番外4筆、田4筆畑1筆、合計面積9,303平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は、10,163平方メートルであり下限面積要件を充たします。

議長

3番長野幸生委員に調査報告をお願いします。

3番長野幸生委員

議案第21号の3番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は2人です。農機具はトラクター2台・野菜移植機1台所有しており、野菜栽培中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われまます。よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、4番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第21号の4番の案件は、親族間の贈与です。

譲渡人〇〇〇〇・〇〇〇〇・〇〇〇〇・〇〇〇〇・〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市大字上畑字南平〇〇〇〇番外1筆、田2筆、合計面積1,750平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は、4,139平方メートルであり、下限面積要件を充たします。

議長

3番長野幸生委員に調査報告をお願いします。

3番長野幸生委員

複雑な田なので先に説明します。この申請地は昔は共有の山でした。大野川上流地域の基盤整備事業で田にしたとのことです。田の名義が6名共有となっていますが実際は申請者が管理しています。申請者は自分の代の時に手続きをしないと所有権移転できなくなるので今回申請したとのことです。

調査報告をいたします。

譲受人の労力は1人です。勤めていまして農事組合法人〇〇〇〇に農作業委託しています。稲作中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われまます。よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、5番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第21号の5番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市荻町馬場字荻迫〇〇〇〇番外1筆、田2筆、合計面積5,551平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は、920,329平方メートルであり下限面積要件を充たします。

議長

1番後藤善徳委員に調査報告をお願いします。

1番後藤善徳委員

議案第21号の5番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は3人です。農機具はトラクター8台・コンバイン3台・田植機2台所有しており、稲作・野菜中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われまます。よって、許可要件のすべて

を充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、6番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第21号の6番の案件は、親子間の贈与です。

譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市荻町藤渡字南〇〇〇〇番外9筆、田8筆畑2筆、合計面積13,986平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は、申請地を含め28,477平方メートルとなり下限面積要件を充たします。

議長

1番後藤善徳委員に調査報告をお願いします。

1番後藤善徳委員

議案第21号の6番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は3人です。農機具はトラクター1台・田植機1台所有しており、稲作・野菜栽培中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

親子間の贈与です。3人娘さんがいまして、一番下の娘さんが帰ってきて農業をするようです。

議長

続いて、7番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第21号の7番の案件は、親子間の贈与です。

譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市荻町瓜作字像木〇〇〇〇番外7筆、田1筆畑7筆、合計面積32,577平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は、申請地を含め46,313平方メートルであり下限面積要件を充たします。

議長

1番後藤善徳委員に調査報告をお願いします。

1番後藤善徳委員

議案第21号の7番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は2人です。農機具はトラクター3台所有しており、稲作・野菜・畜産経営中心の農家で農

地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、8番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第21号の8番の案件は、親子間の贈与です。

譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市久住町大字久住字立迫〇〇〇〇番外9筆、田9筆、合計面積6,174平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は、申請地を含め30,895.22平方メートルであり下限面積要件を充たします。

議長

8番工藤一美委員に調査報告をお願いします。

8番工藤一美委員

議案第21号の8番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は3人です。農機具はトラクター4台所有しており、野菜・畜産経営中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

この案件は親元就農です。

議長

続いて、9番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第21号の9番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市久住町大字久住字長小野〇〇〇〇番、田1筆、面積1,753平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は、24,995平方メートルであり下限面積要件を充たします。

議長

8番工藤一美委員に調査報告をお願いします。

8番工藤一美委員

議案第21号の9番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は3人です。農機具はトラクター7台所有しており、稲作・野菜・畜産経営中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると思えます。

議長

続いて、10番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第21号の10番の案件は、取下げとなっております。

議長

続いて、11番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第21号の11番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市直入町大字長湯字横枕〇〇〇〇番外1筆、田2筆、合計面積534平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は、32,743平方メートルであり下限面積要件を充たします。

議長

11番工藤明秀委員に調査報告をお願いします。

11番工藤明秀委員

議案第21号の11番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は2人です。農機具はトラクター4台・コンバイン1台・田植機1台所有しており、稲作・野菜畜産経営中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると思えます。

議長

続いて、12番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第21号の12番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市直入町大字上田北字竹本〇〇〇〇番、田1筆、面積416平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は、93,833平方メートルであり下限面積要件を充たします。

議長

7番首藤徳子委員に調査報告をお願いします。

7番首藤徳子委員

議案第21号の12番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は3人です。農機具はトラクター2台・コンバイン1台・田植機1台所有しており、稲作・畜産経営中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま。よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

只今、議案第21号の1番から12番について、担当委員による報告がありましたが、ご意見、ご質疑はありませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。

議案第21号の1番から12番について、これを許可することにご異議ない方は挙手をお願いします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。

よって、議案第21号の1番から12番農地法第3条第1項の規定による許可申請については、これを許可することに決定します。

議長

続いて、議案第22号農地法第4条第1項の規定による許可申請について、1番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第22号の1番の案件は、申請地竹田市大字中字折立〇〇〇〇番外3筆、合計面積1,337平方メートルの田です。この申請地は農用地区域内の農地です。転用目的は、進入路及び飼料置場です。申請者は、畜産経営の農家で、規模拡大のため畜舎の接道及びロール置場を計画したものです。工事期間は、令和5年4月1日から令和5年12月31日までを予定しています。転用許可基準は、「農振法第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供するために行われるものであること」に該当すると考えられます。



議長

1 番後藤善徳委員に調査報告をお願いします。

1 番後藤善徳委員

議案第22号の1番の調査報告をいたします。

現地確認の結果、周辺農地への日照等に支障を及ぼすおそれがなく、計画を実施することが確実に認められるため、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

只今、議案第22号について担当委員による報告がありましたが、ご意見、ご質疑はありませんか。  
(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。

議案第22号について、許可することにご異議ない方は挙手をお願いします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議なしと認めます。

よって、議案第22号農地法第4条第1項の規定による許可申請については、これを許可することに決定します。

議長

続いて、議案第23号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、1番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第23号の1番の案件は、申請地竹田市大字中字折立〇〇〇〇番、面積42平方メートルの田です。この申請地は農用地区域内の農地です。転用目的は、畜舎です。申請者は、畜産経営の農家で、隣接する〇〇〇〇番は1月6日の総会で5条転用許可が出たところですが、今回申請の〇〇〇〇番は一体的に申請すべきところを今回改めて申請するものです。工事期間は、令和5年5月1日から令和5年12月31日までを予定しています。転用許可基準は、「農振法第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供するために行われるものであること」に該当すると考えられます。

議長

1 番後藤善徳委員に調査報告をお願いします。

#### 1 番後藤善徳委員

議案第23号の1番の調査報告をいたします。

現地確認の結果、周辺農地への日照等に支障を及ぼすおそれがなく、計画を実施できることが確実と認められるため、原案のとおり許可に相当すると考えます。

#### 議長

只今、議案第23号について担当委員による報告がありましたが、ご意見、ご質疑はありませんか。  
(なしの声あり)

#### 議長

無いようですので質疑を終結いたします。

議案第23号について、許可することにご異議ない方は挙手をお願いします。

#### 議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。

よって、議案第23号農地法第5条第1項の規定による許可申請については、これを許可することに決定します。

#### 議長

続いて、議案第24号非農地証明について、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しない旨の証明願が提出されましたので、証明書を発行してよいか意見を求めます。

1番の案件について、事務局に説明を求めます。

#### 事務局

議案第24号の1番の案件は、申請者〇〇〇〇の所有する、申請地竹田市大字平田字高平〇〇〇〇番、登記地目畑1筆、面積121平方メートルの非農地申請をしたものです。申請地は、亡父母が平成15年頃から入院、転居などにより耕作ができなくなり、現況は原野となっています。顛末書が添付されています。

#### 議長

4番和田京子委員に調査報告をお願いします。

#### 4 番和田京子委員

1番の案件の調査報告を致します。

現地確認の結果、現状は原野となっております。現状からみて、農地への復旧が困難と思われます。

よって、非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて、2番の案件について事務局に説明を求めます。

事務局

議案第24号の2番の案件は、申請者〇〇〇〇が所有する、申請地竹田市大字会々字平〇〇〇〇番、登記地目畑1筆、面積542平方メートルの非農地申請をしたものです。申請地は、昭和49年6月8日に居宅を新築し、現況は宅地となっています。始末書が添付されています。

議長

4番和田京子委員に調査報告をお願いします。

4番和田京子委員

2番の案件の調査報告を致します。

現地確認の結果、宅地となっております。現状からみて、農地への復旧が困難と思われれます。

よって、非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて、3番の案件について事務局に説明を求めます。

事務局

議案第24号の3番の案件は、申請者〇〇〇〇の所有する、申請地竹田市大字城原字合谷〇〇〇〇番他2筆、登記地目田1筆畑2筆、合計面積2,516平方メートルの非農地申請をしたものです。申請地は農地として管理ができなくなり、〇〇〇〇番は平成5年4月頃ヒノキを植林、〇〇〇〇番は昭和50年頃より隣接する宅地と同様に使用、〇〇〇〇番は平成5年4月頃より手入れができなくなり、現況はそれぞれ山林、宅地、原野となっています。始末書が添付されています。

議長

5番佐藤隆幸委員に調査報告をお願いします。

5番佐藤隆幸委員

3番の案件の調査報告を致します。

現地確認の結果、山林、宅地、原野となっております。現状からみて、農地への復旧が困難と思われれます。

よって、非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて、4番の案件について事務局に説明を求めます。

事務局

議案第24号の4番の案件は、申請者持分24分の1〇〇〇〇の所有する、申請地竹田市直入町大字長湯字老田〇〇〇〇番、登記地目田1筆、面積80平方メートルの非農地申請をしたものです。申請地は、共有者が農地として管理していたが昭和60年頃から農地として管理ができなくなり、現況は原野となっています。顛末書が添付されています。

議長

11番工藤明秀委員に調査報告をお願いします。

11番工藤明秀委員

4番の案件の調査報告を致します。

現地確認の結果、原野となっております。現状からみて、農地への復旧が困難と思われます。

よって、非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

只今、議案第24号について担当委員による報告がありましたが、ご意見、ご質疑はありませんか。

5番佐藤隆幸委員

4番の案件ですが持分24分の1という事ですが、残りの面積はどうなりますか。

事務局

面積80平方メートルのうち24分の1の面積という事ではなく、80平方メートルのうち24分の1の権利という事です。

3番長野幸生委員

非農地証明は代表者の申請でいいのですか。

事務局

大分県が作成した現況証明書（非農地証明書）発行基準要領の留意事項によると、共有地の場合には、証明願に所有者全員の連署は要せず、いずれか1人の所有者のみでも証明書の交付を受けられるものとしてあります。

議長

他にありませんか。

（なしの声あり）

議長

無いようですので質疑を終結いたします。

議案第24号について、非農地証明書を発行することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。

よって、議案第24号非農地証明についてはこれを承認することに決定します。

議長

続いて、報告第11号について、事務局より報告をお願いします。

事務局

報告第11号下限面積（別段の面積）の廃止について、報告を申し上げます。

『農地法改正に伴う下限面積要件の廃止に係る留意事項について』の通知（令和4年12月16日付け事務連絡、農林水産省経営局農地政策課経営専門官）に基づき、下限面積の別段面積を廃止するものです。

農業経営基盤強化促進法等の一部改正（令和5年4月1日施行）に農地法の一部改正が含まれており、農地法第3条第2項第5号の規定が削除され、いわゆる「下限面積」の要件は、廃止されます。

本市農業委員会では別段の面積を公示しているため、改正法の施行に伴って当該公示の効力は失われますが、農地の権利取得予定者等の誤解を招かないよう、当該公示をもって廃止するものです。

以上、ご報告いたします。

議長

報告事項について、質問等ありませんか。

（なしの声あり）

議長

無いようですので、これで報告事項は終了いたします。

議長

これで、本日提出いたしました議案の審議は全て終了いたしました。

以上をもちまして、令和5年竹田市農業委員会第3回総会を閉会いたします。ご協力誠にありがとうございました。

（15時47分）

令和5年3月6日

竹田市農業委員会会議規則第13条の規定により署名する。

議 長

.....

署名委員

.....

署名委員

.....